

(参考：対比表)

	民主党案	官邸案	中教審案
名称	学校設置者への権限移譲と義務教育財源確保のための新法制定	義務教育費国庫負担金の都道府県への移譲と一般財源化	義務教育費国庫負担制度堅持
概要	義務教育費国庫負担金に代わって、教育一括交付金(教育を用途目的とする交付金)を創設し、国から市区町村に直接交付する	義務教育費国庫負担金のうち中学校教職員人件費分8500億円を廃止し、都道府県に対する税源移譲予定特例交付金とし、都道府県の一般財源とする	県費負担教職員の人件費等の半額相当を国が負担。執行は総額裁量制
財源の交付先・移譲先	市区町村などの学校設置者(都道府県立学校にかかる予算は都道府県に交付)	都道府県	補助金制度堅持
予算用途	教育目的。 設置者が用途を決定	用途限定なし 都道府県が用途を決定	義務教育標準法による縛りあり、総額裁量制導入により都道府県に裁量権
教育目的以外への財源の転流用	不可	可能。公共事業など教育目的以外への予算の転用・流用も可能、現に、学校図書費などの転用事例あり	不可
義務教育費総額の増減	国費分で約1000億円の増額 (2005年度民主党予算案ベース 2006年度予算ではさらに充実)	47都道府県のうち、40道府県で減額	横ばい
国・都道府県・市区町村の義務教育財源確保義務	中央政府・都道府県・市区町村のすべてに法律で財源確保義務を。確保義務の対象は、義務教育に必要な経費全体。	教育予算確保義務なし	中央政府に確保義務。確保義務の対象は、標準法で定める教職員人件費の半額。
教育予算額の算定基準と文部科学省の恣意性	児童・生徒数など、客観的基準に基づき金額を決定。文部科学省による恣意性が働く余地はなし。	各都道府県が自由に算定。実質的には、各自治体の財政状況に依存	教職員の数などにより算定。加配などは、文部科学省の裁量。
学習指導内容・学級編制	市町村と学校現場。国は大綱を示し、都道府県は学校現場のカリキュラム作成・教育力アップをサポート。	国が規定	国が規定
学校設置	市区町村	市区町村	市区町村
人事管理	市区町村	都道府県	都道府県(市区町村に段階的に移譲する方向で検討との提言あり)
市町村間の連合・連携・協力の促進	適正教育行政規模(30~50万人程度)に留意しつつ、市区町村が連合・連携・協力し、都道府県の支援も受けつつ、採用・配属・研修等を行う	なし	なし

注：設置者 = 市区町村立公立学校については市区町村、都道府県立公立学校については都道府県